

## 中原区役所業務用車管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号。以下「規則」という。）」第3条第5項に定める中原区役所（道路公園センターを除く）が所管する業務用車（以下、「車両」という。）の適正な管理、運行及び効率的な活用により、業務の円滑な運営に資することを目的とする。

### (車両の配置先及び管理)

第2条 車両の配置先は、別表のとおりとする。

2 車両の運行管理（配車を含む）は車両が配置されている課（以下「配置課」という。）が行い、総括管理はまちづくり推進部総務課が行う。

3 配置課の長は、関係課の長と協議し、使用の調整をすることができる。

4 配置課の長は、車両の鍵及び自動車運転日報を管理及び保管する。

### (運行の範囲)

第3条 車両の運行範囲は、中原区内とする。ただし、車両運転者（以下「運転者」という。）の所属課の長が認める場合はその限りではない。

### (運転者)

第4条 運転者は、規則第3条第5項かつこ書きに定める「業務用車を運転する職員に関する基準」に規定する職員であり、かつ、運転者報告書によりあらかじめまちづくり推進部総務課長の承認を受けたものでなければならない。

2 使用目的を限定されている車両にあつては、当該目的に使用する運転者のみがこれを使用することができる。ただし、災害その他緊急事態発生の場合はこの限りではない。

### (使用方法)

第5条 車両の使用方法は次のとおりとする。

(1) 車両を使用しようとする運転者は、所属課の長の許可を得なければならない。

(2) 所属課の長の許可を得た運転者は、使用の前日までに配車台帳に必要事項を記入し、申込みをしなければならない。ただし、所属の緊急の業務、その他、所属の長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(3) 車両の使用の許可を受けた運転者は、運転に際し、車両の鍵及び自動車運転日報を配置課の長から受け取るものとする。

(4) 運転者は、車両使用后、直ちにその鍵を配置課の長に返却しなければならない。

### (運転状況の報告)

第6条 運転者は、車両使用后、速やかに自動車運転日報を記録し、所属課の長の承認を得なければならない。また、所属課の長は、自動車運転日報にて、速やかに配置課の長に報告しなければならない。

### (事故等の報告事務)

第7条 運転者は、車両の事故及び異常を認めた場合は、緊急時の対応を行った後、速やかに配置課の長に報告しなければならない。また、報告を受けた配置課の長は、速やかにまちづくり推進部総務課長、各局の担当課及び予算主管課の長に報告しなければならない。

2 交通事故が発生したときは、「川崎市庁用自動車事故処理要綱」に基づき処理するも

のとする。

(禁止事項)

第8条 運転者は、体調不良等運転に支障が出る恐れがある場合は、運転をしてはならない。また、配置課の長は、運転者が正常な状態で車両を運転できないと認められる場合は、車両の使用を停止し、または、制限することができる。

(運転の業務範囲)

第9条 運転者は、担当する業務を遂行する場合に限り車両を使用できるものとし、使用目的以外にこれを使用してはならない。ただし、所属の緊急の用務、その他、所属の長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

2 車両は、原則として人の運搬は行わないものとする。ただし、災害その他緊急事態発生の場合はこの限りではない。

(安全運転及び整備清掃)

第10条 運転者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 道路交通法等関係法令を遵守する。

(2) 始業点検等車両の保全及び機能に留意し、業務終了後は、次の運転に支障のないように整備清掃のうえ、まちづくり推進部総務課長が指定する所定の車庫に格納する。

(3) ガソリンが不足すると認められる場合は、使用前、使用後に関わらず、必ず指定のガソリンスタンドで給油しなければならない。

(使用制限)

第11条 まちづくり推進部総務課長は、災害その他緊急事態が発生した場合（発生が予想される場合も含む。）は、車両の使用停止等管理に必要な臨機の措置を指示することができる。

(使用状況の報告)

第12条 配置課の長は、まちづくり推進部総務課長へ自動車運転月報により月ごとの使用状況を報告しなければならない。

(関係部局への協力)

第13条 まちづくり推進部総務課長は、車両の運行に関することについて、関係部局から調査、照会があった場合は、協力しなければならない。

(その他)

第14条 その他必要事項については、「川崎市庁用自動車管理規則」及び「業務用車を運転する職員に関する基準」による。

2 特に定めのない事項または疑義が生じた事項については、中原区長がその都度関係者と協議をして定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(中原区役所における運転手のつかない庁用自動車の管理及び運営要綱の廃止)

2 中原区役所における運転手のつかない庁用自動車の管理及び運営要綱は廃止する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。